

伊達市中小企業生産性向上設備投資応援補助金 Q & A

1. 補助対象者について

Q 1. 対象とする業種はありますか？

A： 本補助金は特定の業種を限定していません。ただし、農林水産業、政治・経済・文化団体、宗教法人・団体、性風俗特殊関連営業を営む事業者は補助対象外です。

Q 2. 社会福祉法人、医療法人、一般社団・財団法人などは補助対象ですか？

A： 上記法人は中小企業基本法に基づく中小企業者には該当しないため補助対象外です。

Q 3. 定まった事業所がない個人事業主（フリーランス）は対象ですか？

A： 定まった事業所又は店舗がなく、設備の導入場所が特定できない場合は対象外です。なお、市内に事業所又は店舗を有し、当該場所に設備を導入する個人事業主は対象となり得ます。

Q 4. 工事や発注請負者が代理で申請可能ですか？

A： 申請者名義は、設備を設置し補助事業を実施する事業者本人である必要があります。申請書類の作成補助や提出の代行を受けること自体は妨げませんが、申請内容の確認や責任は申請者本人に帰属します。

Q 5. みなし大企業とは何ですか？

A： 大企業が発行済株式総数又は出資総額の一定割合以上を所有している場合や、大企業の役員・職員が役員総数の一定割合以上を占める場合などは、みなし大企業として対象外となります。

Q 6. 開業したばかりでも申請できますか？

A： 市内に事業所又は店舗を有し、他の要件を満たしていれば申請可能です。ただし、実績確認書類や事業実施体制の確認が必要になります。

2. 補助対象経費について

Q 1. どのような設備が補助対象となりますか？

A： 生産性向上につながる設備導入・更新、業務効率化につながる IT 設備等の導入、コスト削減につながる省エネ設備の導入が補助対象となります。ただし、申請時に提出いただく「事業計画書」に記載の効果が達成できるものが必要となります。

①生産性向上につながる設備導入・更新

作業効率の向上、処理能力の増加、作業時間の短縮その他生産性の向上に資する設備の購入及び設置に要する経費（製造・加工機械、業務用機器、厨房機器その他これら

に類するもの)

②業務効率化につながる IT 設備等の導入

業務の効率化、管理機能の高度化又は作業の自動化により経営の効率化に資する情報機器及び情報システムの購入又は構築に要する経費（POS システム、在庫管理システム、顧客管理システム、キャッシュレス決済端末、業務効率化ソフトウェアその他これらに類するもの)

③コスト削減につながる省エネ設備の導入

既存設備と比較してエネルギー使用量の削減又は光熱費等のコスト削減が見込まれる省エネルギー設備の購入及び設置に要する経費（LED 照明設備、省エネルギー型空調設備、省エネルギー型冷凍冷蔵設備その他これらに類するもの)

Q 2. ソフトウェアをパソコンとセットで導入する場合は対象ですか？

A：原則として、ソフトウェアの費用のみが対象です。ソフトウェア代とパソコン代が明確に区分された見積書等の提出が必要です。なお、パソコン等の汎用性が高い機器は原則として対象外です。

Q 3. 中古品や再利用品の設備は対象ですか？

A：補助対象外です。本補助金は、生産性向上、省エネルギー化又は経営基盤強化を図るための設備投資を支援する制度であり、一定の性能向上やエネルギー削減効果が見込まれる設備導入を前提としています。

中古品や再利用品については、性能や使用状況にばらつきがあり、効果の客観的な確認が困難であること、また新品設備と比較して効果の確実性が担保しにくいことから、補助対象外としています。

Q 4. リース・レンタル料は対象ですか？

A：補助対象外です。本補助金は、生産性向上、省エネルギー化又は経営基盤強化に資する設備を自ら取得し、事業活動に継続的に供することを前提とした制度です。

リース・レンタルの場合、設備の所有権が事業者には帰属せず、契約期間終了後に設備が残らないことから、設備投資による資産形成及び効果の継続性が十分に確保されないため、補助対象外としています。

Q 5. 自宅兼本社に設備を導入する場合は対象ですか？

A：事業用途に供する部分（事務所や店舗部分）への設備導入は補助対象です。ただし居室部分（リビング、寝室など）の設備導入は補助対象外です。必要に応じて、設置場所が事業用途部分であることが確認できる写真、図面、配置図等の提出を求められる場合があります。

Q 6. 導入した機械を貸し出すサービスを提供したい場合は対象ですか？

A：本補助金は、申請者自らが市内の事業所等に導入し、事業活動に直接供する設備を対象としています。そのため、設備そのものを第三者に貸し出すことを主目的とする場合は対象外です。

Q7. 車両、パソコンやスマートフォンは対象ですか？

A：汎用性が高く、目的外使用が可能なものは補助対象外です。

Q8. 補助対象経費の総額が30万円未満の場合は申請できますか？

A：できません。補助率は3分の2で、補助金の下限額は20万円であるため、補助対象経費の総額が30万円未満のものは対象外です。

Q9. 消費税は補助対象ですか？

A：補助対象外です。消費税及び地方消費税相当額は補助対象経費に含めることができません。

Q10. 保守料・サポート料・月額利用料は対象ですか？

A：対象外です。サービス・ソフトウェア等の加盟登録料及び使用料は補助対象外です。

Q11. 設備導入の運搬費は対象ですか？

A：設備導入に付随して必要となる運搬費は、設備本体と一体的に発生する場合に限り補助対象となります。

Q12. 省エネ設備は追加導入でも対象になりますか？

A：既存設備との比較によりエネルギー使用量又は光熱費の削減が見込まれる場合が対象です。

追加導入であっても、生産性向上が主目的となる場合は「生産性向上分野」として整理してください。

3. 申請について

Q1. 補助金を申請する場合の提出先はどこですか？

A：事業を着手する前に下記の窓口へ申請期間内(令和8年5月1日(金)～令和8年11月30日(月))に必要書類を添えて申請書を提出してください。(事業完了後の実績報告書の提出も同様)

- ・伊達地域、梁川地域、霊山地域、月舘地域の事業者
⇒伊達市商工会へ提出

<本所> 〒960-0756 伊達市梁川町青葉町3番地 TEL024-577-0057
<伊達支所> 〒960-0502 伊達市箱崎字川端7 TEL024-583-2302
<霊山支所> 〒960-0801 伊達市霊山町掛田字新町14 TEL024-586-1366
<月舘支所> 〒960-0902 伊達市月舘町月舘字町6-7 TEL024-572-2341

・保原地域の事業者

⇒保原町商工会へ提出

〒960-0612 伊達市保原町字宮下111番地 TEL024-575-2284

Q2. 個人事業主で市内居住、市外店舗の場合は対象ですか？

A： 市内で事業を営む事業者が対象です。市外店舗の場合、補助対象外です。

Q3. 個人事業主で市外居住、市内店舗の場合は対象ですか？

A： 市内で店舗を持ち、伊達市に納税している場合は補助対象です。

Q4. 事業計画書に記入する事業実施期間には、何の期間を記入すればよいですか？

A： 事業実施期間は設備導入の契約・納入・請求・支払いに加え、導入効果検証期間を記入してください。

Q5. 見積書を2者以上から取得する必要はありますか？

A： 同一業者合計金額50万円（税抜）以上の場合、2者以上の見積書が必要となりますが合計金額には工事費（外注費）等含まれます。

別々の会社の請求でそれぞれ合計50万円（税抜）未満であれば、2者以上の見積書は不要です。下記は具体例となります。

○2者以上の見積書が必要な例

A社にIT設備導入工事・省エネ設備導入工事を一括で発注する場合

・IT設備の導入	200,000円
・省エネ設備の導入	200,000円
・工事費	100,000円
合計	500,000円（A社見積額500,000円）

○2者以上の見積書が不要な例

・B社にIT設備を200,000円で発注、工事費50,000円	（B社見積額250,000円）
・C社に省エネ設備を200,000円で発注、工事費50,000円	（C社見積額250,000円）
合計	500,000円

Q6. 同一業者でIT設備導入と省エネ設備導入、2つの設備の見積金額が50万円（税

抜)以上になったので2者以上の見積書を依頼したいのですが、他社で2つの設備を一括で扱っている業者がない場合はどうすればよいですか。

A：それぞれの設備を扱っている業者に見積書を依頼してください。

A社にIT設備工事・省エネ設備導入工事を一括で発注する場合

・IT設備	200,000円
・省エネ設備	200,000円
・工事費	100,000円
合計	500,000円 (A社見積額500,000円)

B社にIT設備工事のみの相見積書

・IT設備	200,000円
・工事費	100,000円
合計	300,000円

C社に省エネ設備工事のみの相見積書

・省エネ設備	200,000円
・工事費	100,000円
合計	300,000円 (B社・C社あわせて見積額600,000円)

Q7. 2者以上の見積書が取れない場合はどうすればよいですか

A：補助対象経費が50万円以上の場合は、原則として2者以上の見積書の提出が必要です。ただし、同一仕様・同等性能の設備を取り扱う事業者が1者に限られる場合や、既存設備との互換性の観点から特定の事業者による導入が必要な場合など、やむを得ない理由がある場合は、その理由を記載した書類や資料を提出することで、1者の見積書によることができます。

Q8. 申請した設備の変更は認められますか？

A：変更内容によります。事業目的の達成に支障がなく、事業能率の低下をもたらさず、軽微な変更該当する場合は変更手続きが不要となる場合があります。設備の変更を予定する場合は、事前に必ず申請書を提出した商工会へ相談してください。

Q9. 申請した金額より安く設備の導入ができることが判明しました。この場合、変更手続きは必要ですか？

A：申請した補助対象経費の20%以内の減額の場合は軽微な変更として変更手続きが不要となる場合があります。事前に商工会へ相談してください。補助対象経費が20%を超えて減額する又は申請した機器の値上がり等により増額する場合は変更手続きが必要です。

Q10. 申請した金額より安く設備の導入ができることが判明しました。申請内容を取り下げて、補助上限になるように設備を追加した場合の再申請は認められますか？

A： 申請は1事業者につき1回までとなっているため、取り下げた場合を含め再申請はできません。

Q11. 補助対象経費に係る設備の写真はどうすべきですか？

A： 設置前・設置中・設置後の状況の写真、設置場所が確認できる写真、機械等の型式や製造番号が確認できる写真を提出してください。

Q12. システム構築の場合の写真はどうすべきですか？

A： Q11の写真に加えて、構築したシステムの名称やロゴが表示されている画面、システムにログインして業務が行われている管理画面が確認できる写真を提出してください。

Q13. 補助対象経費の支払い方法に制限はありますか？

A： 現金、振込、クレジットカード決済いずれも可能です。ただし、以下の書類等により支払いの事実が確認できることが必要です。

- ・振込：振込明細書、通帳の写し等
- ・カード：利用明細書（利用日及び金額が確認できるもの）及び引落しが確認できる通帳の写し
- ・現金：領収書

また、いずれの場合も補助対象期間内に支払いが完了している必要があります。

4. 実績報告・事業後について

Q1. 効果検証は何を記載すればよいですか？

A： 導入前後で、作業時間、処理件数、電力量、光熱費等のうち、事業計画書で設定した指標に応じて実績を記載してください。前月との比較が困難な場合は、前年同月との比較など、季節変動を考慮した期間で比較してください。

Q2. 補助金を受けた後、設備をすぐに処分できますか？

A： 一定額以上の財産については、耐用年数期間中の処分に制限があります。処分を予定する場合は事前に相談してください。

Q3. 補助金を受けた後に廃業した場合はどうなりますか？

A： 補助金の返還を求める場合があります。補助金の額等の決定通知の日から起算して2年以上継続して事業を行わないときは、要綱に基づき取消し等の対象となる場合があります。